

防府市留守家庭児童支援員等就業要綱

平成12年1月4日制定

(目的)

第1条 防府市の留守家庭児童の保育を行うため、防府市留守家庭児童学級に防府市留守家庭児童支援員及び補助員（以下「支援員等」という。）を置く。

(職務内容)

第2条 支援員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 留守家庭児童学級における児童の保育及び生活指導
- (2) その他市長が必要と認める（指示する）事項

2 補助員は、支援員を補助する。

(勤務時間等)

第3条 支援員等の勤務日は、日曜・祝日、12月29日から1月5日まで及び市長が特に定める日を除く毎日とする。

2 支援員等の勤務時間は次のとおりとする。ただし、必要があるときは変更することができるものとする。なお、1日の勤務時間が6時間を超える場合には45分、8時間を超える場合には1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置く。

(1) 小学校が授業を行う日は、午後1時30分から午後6時30分まで

(2) 小学校が授業を行わない日は、午前8時から午後6時30分まで

(3) その他留守家庭児童学級の業務遂行上、必要となる時間

3 毎月1日を起算日とする一月単位の変形労働時間制を採用し、週の所定労働時間は、一月を平均して40時間以内とする。

附 則

1 この要綱は、平成12年1月4日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この要綱の第5条第2項の規定は、施行日以後に新たに委嘱する支援員等について適用し、同日前に委嘱し連続して更新委嘱してい

る支援員等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。